

勝山市重層的支援体制整備事業実施計画

第1章 計画の目的・位置づけ

1 計画の目的

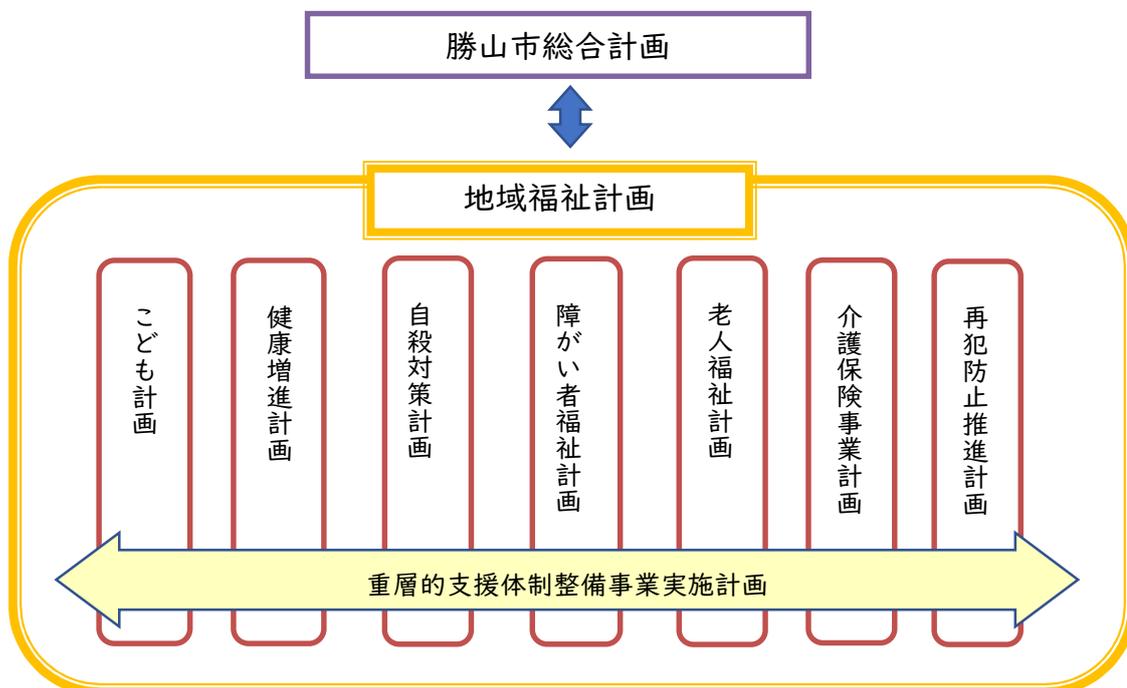
本計画は、社会福祉法第106条の5に基づき、勝山市における「重層的支援体制整備事業」を適切かつ効果的に推進するための基本方針及び実施体制を定めるものです。

近年、少子高齢化や単身世帯の増加、家族や地域のつながりの希薄化などにより、生活課題が複雑化・複合化しています。制度や分野ごとに支援が分かれている従来の枠組みでは、対応が難しい事例も増加しており、切れ目のない包括的な支援体制が求められています。

そこで、本計画では、対象者の属性を限定せずに相談を受け止め、関係機関が一体となって支援を行う「重層的支援体制」を整備し、地域共生社会の実現を目指します。

2 計画の位置づけ

- 本計画は、勝山市地域福祉計画及び第6次総合計画の下位計画として位置づけられます。
- あわせて、こども計画、老人福祉計画、障がい者福祉計画など、各分野別計画と有機的に連携する計画です。
- また、本計画は「重層的支援体制整備事業実施計画」としての性格を持ち、社会福祉法に規定された必須記載事項を包含します。



3 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。
なお、社会情勢や地域課題の変化に応じて、必要に応じて見直しを行います。

第2章 基本方針

本市における重層的支援体制整備事業は、地域住民が安心して暮らし続けられる地域共生社会の実現を目指し、以下の基本方針に基づき推進します。これらの方針は、社会福祉法施行規則第34条の10に基づく「福祉に関する基本方針」として位置づけられます。

1 誰一人取り残さない地域づくり

- 年齢、障がい、生活状況、国籍などにかかわらず、すべての住民を対象とします。
- 複合的課題を抱える人々に対応できる仕組みを整えます。

2 包括的かつ重層的な支援体制の整備

- 高齢者・障がい者・こども・生活困窮者など、各制度で分断されていた支援を一体的に提供します。
- 相談から支援提供、社会参加まで切れ目のない支援を実現します。

3 地域住民主体の支え合いと官民協働

- 地域住民やボランティア、NPO、社会福祉法人など多様な主体が参画できる環境を整えます。

4 支援関係機関の連携強化とハブ機能の確立

- こども家庭センター、地域包括支援センター、障害者生活支援センター、基幹相談支援センター、自立相談支援機関などの既存拠点を有機的に結びます。
- 情報共有や役割分担を進め、支援のハブ機能を市が担います。

第3章 施策推進の方向

本章は、社会福祉法第106条の5に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」としての中核をなす部分です。

勝山市では、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、既存の高齢者・障がい者・こども・生活困窮者等に関する取り組みを活かしつつ、次の5つの柱を中心に事業を一体的に推進します。

1. 包括的相談支援
2. 地域づくり支援
3. 参加支援
4. 訪問（アウトリーチ）等による継続的支援
5. 多機関協働支援

これらの事業が相互に重なり合い、本人に寄り添い、伴走する支援を行います。

1. 包括的相談支援事業 設置形態：基本型（既存体制を活用）

包括的相談支援事業は、相談者の属性にかかわらず包括的に相談を受け止め、課題を整理し、利用可能な福祉サービスの情報提供を行うとともに、相談支援事業者や各種支援機関と連携しながら支援を行います。

事業	実施機関	運営形態	設置数
地域包括支援センター運営事業	地域包括支援センター	直営	1
障害者相談支援事業	障害者生活支援センター	委託	1
利用者支援事業	こども家庭センター	直営	1
生活困窮者自立相談支援事業	困りごと支援センター	委託	1

2. 地域づくり事業

地域づくり事業は、高齢・障がい・こども・生活困窮等の各分野の取組を一体的に実施することにより、世代や属性を超えて住民同士が交流できる場（居場所）の確保や、関係者が関係性を深める場（プラットフォーム）の形成を進めます。また、コーディネートを通じて、住民と地域の多様な活動や資源とのつながりを促進します。

事業	実施機関	運営形態	設置数
地域介護予防活動支援事業	地域包括支援センター	直営	1
生活支援体制整備事業	社会福祉協議会	委託	1
地域活動支援センター事業	社会福祉法人	委託	1
地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援センター	直営	1
生活困窮者支援等のための地域づくり事業	勝山市	直営	1

3. 参加支援事業

参加支援事業は、既存の社会参加施策では対応が難しい本人や世帯の課題を丁寧に把握し、地域資源や支援メニューとのマッチングを行います。また、地域の社会資源に働きかけ、本人や世帯のニーズに即した支援メニューを創出し、社会とのつながりを支援します。

事業	実施機関	運営形態	設置数
参加支援事業	社会福祉法人	委託	1

4. 訪問（アウトリーチ）等を通じた継続的支援事業

訪問（アウトリーチ）支援事業は、自ら支援を求められない人を把握し、必要な支援を届けるため、信頼関係の構築や本人とのつながり形成に向けた支援を行います。

事業	実施機関	運営形態	設置数
訪問（アウトリーチ）等を通じた継続的支援事業	社会福祉法人	委託	1

5. 多機関協働事業

多機関協働事業は、単独の支援機関では対応が困難な複雑・複合事例に対し支援会議（よこ系会議）や重層的支援会議を開催し、関係機関が支援方針を協議して課題解決に向けた支援を進めます。また、庁内連携や関係機関との協働を通じて包括的支援体制の強化を図ります。

事業	実施機関	運営形態	設置数
多機関協働事業	勝山市	直営	1

推進体制

1. 関係機関との連携

- 高齢・障がい・子ども・生活困窮の各分野の機関と連携し、一体的な事業推進を図ります。
- 行政・専門機関だけでなく、地域住民も参画し「顔の見える関係づくり」を進めます。

2. 支援会議「よこ系会議」

- 社会福祉法第106条の6に基づき設置し、守秘義務を課した上で、情報共有や支援体制の検討を行います。

3. 重層的支援会議

- 本人同意を得た事例ごとに開催し、支援プランの策定・再策定、終結・中断時に開催します。

第4章 目標・評価・進行管理

本市では、重層的支援体制整備事業を着実に推進するとともに、事業全体の運営状況や取組の効果を確認し、継続的な改善につなげるため、進行管理と評価の仕組みを整備します。

1 事業全体の KPI

- 支援会議の開催回数 : 年間12回以上
- 事例検討件数 : 年間100件以上

2 進行管理の方法

- 事業実施状況は、よこ系会議において、年度ごとに確認します。
- 各取組の進捗状況や運営上の課題について、会議等を通じて共有し、必要に応じて改善策を協議します。

3 評価・見直し

- 事業の効果については、数値指標による状況把握に加え、支援の内容や関係機関との連携状況、支援を通じた変化などを踏まえ、総合的に評価します。
- 評価結果を踏まえ、必要に応じて計画や取組内容を見直し、次年度以降の改善につなげます。